

常陸大宮市マスコットキャラクター物品の販売に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が作製した物品（以下「物品」という。）を販売する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(販売方法)

第2条 物品の販売方法は、次のとおりとする。

- (1) 自己の店舗等を有する事業者であり、かつ、物品の販売若しくは市のイメージアップ、キャラクターのPR及び地域の経済活性化に寄与することを目的として購入する者（以下「販売事業者」という。）に対して販売する方法
 - (2) 催事及び物産展等の行事において、市のPRを目的として、行事参加者等に対して市が直接販売する方法
- 2 物品の種類及び前項第1号の販売事業者への卸価格は、別表1のとおりとする。
- 3 販売事業者は、市から物品を購入するときは、購入物品内容、販売場所、販売期間を記載した常陸大宮市キャラクター物品購入申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(販売単価)

第3条 物品の販売単価は、別表2のとおりとする。

(苦情・返品等の処理)

第4条 販売事業者は、販売した物品について購入者から苦情返品等があった場合には、適切な措置を講じ、速やかにその内容を市に報告しなければならない。

(指示等)

第5条 市長は、必要があると認めたときは、販売事業者に対し物品の販売方法その他取扱いに関し、必要な指示をし、又は報告を求めることができる。

(免責)

第6条 販売事業者が市から購入した物品に起因する品質保証、損害賠償請求等の被害について、市は一切の責を負わないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、物品の販売に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表1（第2条関係）

物品名	卸価格
ひたまるピンバッチ	1ロット（10個） 2,400円
ひたまるレジャーシート	1ロット（10枚） 3,300円
ひたまるコットンマルシェバッグ	1ロット（10個） 4,500円
ひたまるストラップ	1ロット（10個） 4,500円
ひたまるスインググラス	1ロット（10個） 4,500円
ひたまるマグカップ	1ロット（10個） 5,000円
ひたまるコンパクトバッグ	1ロット（10個） 5,400円
ひたまるミニぬいぐるみストラップ	1ロット（10個） 5,400円
ひたまるぬいぐるみ	1ロット（10個） 23,000円

別表 2 (第 3 条関係)

物品名	販売単価
ひたまるピンバッチ	1 個 300 円
ひたまるレジャーシート	1 枚 360 円
ひたまるコットンマルシェバッグ	1 個 500 円
ひたまるストラップ	1 個 500 円
ひたまるスインググラス	1 個 500 円
ひたまるマグカップ	1 個 600 円
ひたまるコンパクトバッグ	1 個 600 円
ひたまるミニぬいぐるみストラップ	1 個 600 円
ひたまるぬいぐるみ	1 個 2,500 円

(経過措置)

この要綱の施行前にこの要綱による改正前の常陸大宮市マスコットキャラクター物品の販売に関する取扱要綱の規定により行われた手続きその他の行為は、この要綱の規定により行われた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。